

文化財保護法における地方公共団体への権限移譲の状況

資料4

- 文化財保護法に基づき文化庁長官の権限に属する事務の一部については、同法第184条及び文化財保護法施行令に基づき、「都道府県」、「政令指定都市・中核市」、「一般市」まで移譲されている。

対象の事務

現在権限移譲されている範囲

対象の事務	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可・取消とその停止命令 重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。 ※ 1 (法第184条第1項第2号 (令第5条第4項で限定列挙))	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 史跡名勝天然記念物の管理等につき報告を求める、調査させる (法第184条第1項第5号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 重要文化財の現状変更等許可、取消、現状変更等停止命令 ※ 1 重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。 (法第184条第1項第2号 (令第5条第3項で限定列挙))	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可 (法第184条第1項第4号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 重要文化財の管理等につき報告を求める、調査させる (法第184条第1項第5号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 法第51条第5項、第84条第2項 (法第85条で準用する場合を含む) の規定による公開の停止命令 (法第184条第1項第3号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 指揮監督 (法第35条第1項の補助金を交付する文化財の管理・修理など法で規定されている範囲で) (法第184条第1項1号)	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村
○ 埋蔵文化財に係る届出の受理、報告書提出の指示、発掘の中止命令、必要な指示、通知の受理、通知、協議、勧告、届出の受理、命令、意見の聴取、期限の延長、指示、通知の受理、通知、協議、勧告 (法第184条第1項第6号) ※ 2	都道府県	政令市	中核市	一般市	町村

※ 1 長官が現状変更等許可したものに対する停止命令は都道府県教委のみ。

※ 2 工事・調査以外での埋蔵文化財包蔵地発掘の届出受理、埋蔵文化財の保護上必要な指示、遺跡発見の届出の受理と必要な指示、史跡の現状変更等禁止命令とその際の意見聴取・期間延長に関しては、政令市内は政令市教委

(参考) 文化財保護法・文化財保護法施行令 関連部分の抜粋 (1)

○文化財保護法(昭和25年法律第214号)(抄)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 **次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。**

- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による**指揮監督**
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による**現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)**
- 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による**公開の停止命令**
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による**公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令**
- 五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十一条の規定による**調査又は調査のため必要な措置の施行**
- 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による**届出の受理**、第九十二条第二項の規定による**指示及び命令**、第九十三条第二項の規定による**指示**、第九十四条第一項の規定による**通知の受理**、同条第二項の規定による**通知**、同条第三項の規定による**協議**、同条第四項の規定による**勧告**、第九十六条第一項の規定による**届出の受理**、同条第二項又は第七項の規定による**命令**、同条第三項の規定による**意見の聴取**、同条第五項又は第七項の規定による**期間の延長**、同条第八項の規定による**指示**、第九十七条第一項の規定による**通知の受理**、同条第二項の規定による**通知**、同条第三項の規定による**協議並びに同条第四項の規定による勧告**

2～8 (略)

○文化財保護法施行令(昭和50年法律第267号)(抄)【重要文化財関係】

第5条

- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く)の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)
 - 三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

(参考) 文化財保護法・文化財保護法施行令 関連部分の抜粋 (2)

○文化財保護法施行令(昭和50年法律第267号)(抄)【史跡名勝天然記念物の現状変更等の権限委譲の内容】

第5条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- 二 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ロ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等